

管理業務主任者基本テキスト

試験傾向を分析し、短期合格のためにTACのノウハウを詰め込んだテキストです。管理業務主任者試験合格に必要な情報を1冊に集約しておりますので効率的な学習が可能です。また、通勤・通学の際にも学習しやすく、たいへん便利です。

参考

本文に関連して知っておきたい重要な補足知識などです。

Point整理

その項での重要ポイントを、覚えやすく対比させて図表で整理しています。

※テキストレイアウトは毎年見直しをしておりますので、実際と異なる場合がございます。

① 参考

第三者に係る弁済は、次の場合にもできない(76条1項)。
①ある取手がコンサートをする等の、債権の性質が第三者による弁済を許さない場合、並行して第三者に係る弁済をさせるという特徴がある場合

る。債権者は、通常弁済を受ければそれで満足だからである。しかし、利害関係のない第三者については、債務者の意思に反するときは、弁済することができない。逆にいうと、利害関係のある第三者は、債務者の意思に反していても、弁済することができる。

なお、ここでの利害関係のある者とは、法律上の直接の利害関係者(判例)。例えば、物上保証人や抵当不動産の第三取得者である。これに対して、兄や親友というだけでは、ここでの利害関係のある者にはあたらない。

Point整理 第三者による弁済の可否

	○…弁済できる	×…弁済できない
利害関係なし		
債務者の意思に反する	×	○
債務者の意思に反しない	○	○

(2) 受領権限のない者に対する弁済

弁済は、原則として、受領権限のある者(債権者)に対して行わなければならない。ただし、次の場合では、受領権限のない者に対して行った弁済が有効になる。

- ① 受取証書の持参人に対する弁済
受取証書(領収書等)の持参人は、弁済を受領する権限があるものとみなされる。したがって、弁済をした者が善意無過失であれば、その弁済は有効になる。なお、受取証書は真正なもの(本物)でなければならない。
- ② 債権の準占有者に対する弁済
債権の準占有者とは、真実の権利者であると信じさせるような外観を有する者をいい、この場合も弁済をした者が善意無過失であれば、その弁済は有効となる。例えば、債権者の代理と称する者や他人の預金通帳と印鑑の所持人等である。

2. 支払差止め後の弁済 (404条)

第三債務者が差押えにより支払差止めを受けた場合、その

この場合、売主は、債権者である買主に対して人術したことを通知すれば、弁済の提供をしたことになる。つまり、口頭の提供でよいことになる。

(2) 弁済の提供の効果

弁済の提供が得れば、債権者はそれ以後、債務不履行責任を負わない。したがって、債権者が契約の解除や損害賠償請求を行うことはできない。また、相手方の同時履行の抗弁権も同時に失われる。同時履行の抗弁権は、あくまで相手方の弁済の提供があるまで、自己の債務の履行を拒むことができる権利であるから、債務者の弁済の提供があった以上、債権者はもはや自己の債務の履行を拒むことはできないわけである。

5. 供託 (404条)

供託とは、弁済の目的物や供託金に預けることによって債務を免れることをいう。供託をするには次のいずれかの理由が必要である。

- ① 債権者が弁済の受領を拒んだとき
- ② 債権者が弁済を受領できないとき
法務局・地方裁判所またはその支局・出張所が、供託所としてその事務を取り扱っている。
- ③ 弁済をする者が消失なく債権者を通知できないとき

供託には、上記の供託理由が必要であるため、「取納請求の事務上の負担を軽減する」という即なる債権者の便宜のために債務者に供託を強制することはできない。

6. 相殺 (505条)

(1) 相殺とは
相殺とは、お互いに債権を有している場合に、一方的な意思表示によって、その対価でお互いの債権債務を消滅させることをいう。例えば、AはBにマンションを売却し、1,200万円の代金債権を有し、BはAに対して1,000万円の貸金債権を有している。この場合に、AがBに「相殺して、マンションの代金を200万円に減額しますから、借金は返さなくていいですね」と言える、ということである。この場合に「相殺しよう」と言うAの有する代金債権を自動債権といい、その反対債権であるBの貸金債権を受動債権という。

出題

どこがいつ出たかを一目でわかり集中して学習すべき箇所の手がかりとなります。

用語解説

難しい文言の定義を、わかりやすく噛み砕いて説明しています。

+プラス

理解の助けとなる知識や本文に関連する追加補点をアドバイスします。